

東京都周産期母子医療センター整備要領

(制 定) 平成 9 年 9 月 25 日付 9 衛 健 母第 8 3 9 号
(一部改正) 平成 11 年 10 月 13 日
(一部改正) 平成 12 年 4 月 5 日
(一部改正) 平成 14 年 3 月 26 日
(一部改正) 平成 16 年 7 月 15 日
(一部改正) 平成 17 年 3 月 16 日
(一部改正) 平成 21 年 1 月 15 日付 20 福保医救第 8 2 5 号
(一部改正) 平成 23 年 1 月 27 日付 22 福保医救第 8 7 9 号
(一部改正) 平成 27 年 7 月 31 日付 27 福保医救第 4 6 8 号
(一部改正) 平成 30 年 3 月 30 日付 29 福保医救第 1 4 0 2 号

1 目的

この要領は、東京都周産期母子医療センター設置・運営要綱（平成9年9月25日付9衛健母第823号。以下「設置・運営要綱」という。）の規定に基づき、東京都（以下「都」という。）において総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センター（以下「周産期センター」という。）の整備に関する具体的事項を定め、周産期センターを基本とした都における周産期医療体制の整備促進を図ることを目的とする。

2 指定及び認定の手順

東京都知事（以下「知事」という。）は、都における周産期医療体制の構築のため、別紙「東京都周産期母子医療センター整備基準」（以下「整備基準」という。）に基づき総合周産期母子医療センターを指定し、また、地域周産期母子医療センターを認定する。

指定又は認定（以下「指定等」という。）に関する手順については、以下のとおりとする。

(1) 指定等に関する申請

周産期センターを運営しようとする医療機関の開設者は、あらかじめ都の担当者と協議の上、別紙第1号様式により都に申請する。

(2) 東京都周産期医療協議会の開催

都は、東京都周産期医療対策事業実施要綱（平成9年9月25日付9衛健母第823号）3の（1）のアの規定に基づき、東京都周産期医療協議会（以下「協議会」という。）を開催する。

協議会は、整備基準に基づき、前記申請に関する検討・協議を行う。

(3) 意思決定

知事は、協議会において検討・協議された意見等を参考として、周産期センターの指定等を行う。

(4) 指定等の通知

知事は、指定等を行った場合、当該医療機関が周産期センターを運営しようとする前月末までに、別紙第2-1号様式（指定）又は別紙第2-2号様式（認定）により、その旨を通知する。

3 変更の届出

周産期センターは、指定等を受けた後、整備基準に定める事項を変更した場合は、速やかに

別紙第3号様式により都に届け出るものとする。

4 運営に関する施設の心得

指定等を受けた医療機関の開設者は、設置・運営要綱5 運営方針及び整備基準に定められた事項を遵守し、妊産婦及び新生児等の治療に最善を尽くすという精神で運営に努めるものとする。

附 則

この要領は、平成9年7月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成11年10月13日より施行し、平成11年10月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成12年4月5日より施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成16年8月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成21年1月15日より施行し、平成20年4月1日より適用する。

附 則

この要領は、平成23年2月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、決定の月から施行し、平成27年4月1日より適用する。

(経過措置)

2 平成27年3月31日以前に行った申請に基づき指定等を受けた医療機関については、改正後の要領による指定等を受けたものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成30年4月1日より施行する。

(経過措置)

2 平成30年3月31日以前に行った申請に基づき指定等を受けた医療機関については、改正後の要領による指定等を受けたものとみなす。